

アスファルト混合物事前審査要領
(九州地区)

令和7年3月

国土交通省九州地方整備局

目 次

第1条	目 的	[1]
第2条	適用範囲	[1]
第3条	用語の定義	[1]
第4条	審査機関	[2]
第5条	委員会の設置	[2]
第6条	事務局の設置	[2]
第7条	審査対象混合物	[2]
第8条	審査項目	[3]
第9条	申請手続き	[3]
第10条	立会審査	[3]
第11条	指定試験機関	[3]
第12条	確認試験の実施	[3]
第13条	審査および合否判定	[3]
第14条	認定証の発行および公表	[3]
第15条	自主管理と品質保証	[4]
第16条	不合格の再審査	[4]
第17条	認定証の有効期間	[4]
第18条	特典規定	[4]
第19条	混合所の立入調査	[4]
第20条	不定期調査	[4]
第21条	認定の取消等	[5]
第22条	不誠実な行為の禁止	[5]
第23条	事前審査費用	[5]
附 則		

(目 的)

第 1 条 本要領は、九州地区で製造される加熱アスファルト混合物（以下、「一般混合物」という）および再生加熱アスファルト混合物（以下、「再生混合物」という）の事前審査制度に関する運用について定めたものである。

本制度の運用により発注者、施工者およびアスファルト混合物製造者の業務の合理化、省力化ならびにアスファルト混合物の安定した品質の確保を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 本要領は、一般混合物および再生混合物の製造管理に係る設備、使用材料、配合設計、試験練りおよびアスファルト混合物製造の自主管理等についての事前審査に適用する。

2. アスファルト混合物事前審査に関する基本事項は、本要領によるものとし、運用に関する細部事項については「アスファルト混合物事前審査要領細則」（以下、細則という）、「アスファルト混合物事前審査委員会規則」（以下、規則という）および「アスファルト混合所立入調査規準」（以下、規準という）によるものとする。

(用語の定義)

第 3 条 事前審査

事前審査とは、アスファルト混合所で製造される加熱アスファルト混合物の品質等について、審査委員会の長が本要領の定めに基づき事前に審査し、認定することをいう。

2. 審査委員会

審査委員会（以下、委員会という）とは、審査機関内に設置されたアスファルト混合物事前審査委員会をいう。

3. 立入調査部会

立入調査部会とは、立会審査および立入調査を実施するため、委員会内に設置された部会をいう。

4. 事務局

事務局とは、審査機関内に設置され、事前審査の運営に係る業務を行うことをいう。

5. 立会審査

立会審査とは、申請時毎に立入調査部会の部会員（以下、立入調査部会員という）が確認試験用供試体のサンプリング・作製に立会い、混合所の設備、材料、配合等を確認、調査することをいう。

6. 立入調査

立入調査とは、立入調査部会員がアスファルト混合所に立入り、自主管理の状況、留意事項の処置等について調査することをいう。

7. 不定期調査

不定期調査とは、立入調査部会員がアスファルト混合所に立入り、認定混合物として出荷した混合物の出荷伝票と印字記録等の確認を行い、認定された材料または配合との整合を調査することをいう。

8. 審査および合否の判定

審査および合否の判定とは、事務局から提出された資料に基づき、アスファルト混合物の品質管理について、委員会が審査および合否判定を行うことをいう。

9. 認定

認定とは、委員会の審査結果に基づき、審査委員会の長がアスファルト混合物を認定することをいう。

(審査機関)

第4条 審査機関は、アスファルト混合物の事前審査を行う機関で、アスファルト混合物事前審査制度検討委員会が公募を行い、その結果により九州地方整備局長が指定するものとする。

2. 審査機関の任期は4年間とする。

(委員会の設置)

第5条 審査機関は、機関内に委員会を設置する。委員会は、規則に基づきその業務を行う。

2. 審査機関は、委員会委員をアスファルト混合物事前審査制度検討委員会の了承を得て選定する。

3. 委員会の長は、委員の中からアスファルト混合物事前審査制度検討委員会委員長が指名する学識経験者とする。

(事務局の設置)

第6条 審査機関は、機関内に事務局を設置する。

(審査対象混合物)

第7条 審査対象混合物は、原則として次の各項による。

(1) 細則に定める混合物。

(2) 委員会が認めた混合物。

(審査項目)

第 8 条 事前審査における審査項目は、アスファルト混合物の品質等に係わる事項で、使用する材料、混合物の配合設計、混合所の設備、自主管理状況を対象とし、審査項目の細部事項は、細則に定める。

(申請手続き)

第 9 条 申請手続きに関する細部事項は、細則に定める。

(立会審査)

第 10 条 立会審査は、原則として申請時に行う。立入調査部会長は、立会審査結果を委員会に報告する。立会審査の細部事項は、細則に定める。

(指定試験機関)

第 11 条 指定試験機関は、委員会が指定した試験機関とする。

2. 指定試験機関の要件は、細則に定める。
3. 指定試験機関は、確認試験結果を審査機関に提出する。

(確認試験の実施)

第 12 条 指定試験機関は、申請混合物の確認試験を、次の各項に示す要領で行う。確認試験の細部事項は、細則に定める。

(1) 申請時

- ① 初回申請時は、申請混合物全てについて行う。
- ② 更新時（申請 2 回目以降）は、代表混合物について行う。

(2) 認定後（認定期間中）

立入調査当日製造する認定混合物の中から任意に選び行う。

(3) 確認試験の結果に疑義が生じた場合には、立入調査部会長の判断により再度、確認試験を行うことができる。

(審査および合否判定)

第 13 条 委員会は、本要領第 8 条に定める審査項目について、細則に定める判定基準により合否判定を行う。委員会は、審査結果を審査機関の長に報告するものとする。

(認定証の発行および公表)

第 14 条 委員会の長は、委員会の審査結果に基づき、申請者に対して「アスファルト混合物事前審査認定証」（認定証の様式は別途定める）を審査機関を通じすみやかに発行する。

2. 審査機関の長は、認定結果を審査機関内に掲示すると共に、公表し関係機関へ送付するものとする。

(自主管理と品質保証)

第15条 事前審査制度により混合物の認定を受けた混合所は、混合物の製造に関して適切な自主管理を行い、認定混合物の品質保証を行うものとする。なお、認定混合物として出荷した混合物が認定された材料または配合と異なると判明した場合は、すみやかに審査機関に報告するものとする。

(不合格の再審査)

第16条 申請者は、審査で不合格となった混合物について、本要領第9条以降の手続きにより、再申請を行い審査を受けることができる。ただし、確認試験結果のみが不合格となった場合は、再試験を行い次回審査委員会に諮る。

(認定証の有効期間)

第17条 認定証の有効期間は、認定証の発行日から1年間とする。

2. 有効期間中に、次に示す認定事項に変更が生じた場合には、新たに申請を行い認定を受けるものとする。この場合、混合所は、変更が生じる当日までに認定証を審査機関に返却しなければならない。

- (1) 原材料の変更（ただし、同一規格のストレートアスファルトは除く）
- (2) 混合所設備の新築・改築

(特典規定)

第18条 審査機関の長は、1年間を通じて一度も改善指導の指摘を受けなかった申請者に対し、次の項目に示す特典を授与できるものとする。

- (1) 指摘を受けた改善指導の累積件数の免除
- 2. 審査機関の長は、1年間を通じて一度も改善指導及び助言の指摘を受けなかった申請者に対し、次の項目に示す特典を授与できるものとする。
 - (1) 年間優良賞

(混合所の立入調査)

第19条 立入調査は、原則として認定期間中に随時行う。また、第15条または第20条に基づき混合所から認定混合物として出荷した混合物が認定された材料または配合と異なると報告を受けた場合は、すみやかに立入調査を行う。立入調査部会長は、立入調査結果を委員会に報告する。立入調査の細部事項は、規準に定める。

(不定期調査)

第20条 不定期調査は、原則として立会審査および立入調査に併せて行う。調査の結果、認定された材料または配合と異なる混合物が確認された場合は、すみやかに委員会に報告するものとする。

(認定の取消等)

第 2 1 条 審査機関の長は、次の各項に該当する場合、認定の取消を含めた処置を行う。この場合、混合所は、すみやかに認定証を審査機関に返却しなければならない。なお、混合物の認定を取り消された混合所は、審査機関による改善の確認および適切な製造出荷の実績が 1 年間継続して確認できない限り、事前審査制度による混合物の認定にかかる再申請を行うことができない。

- (1) 認定混合物の品質について疑義の申し立てがあった場合、当該混合所に対して立入調査を実施し、委員会が混合所に責任があると判定した場合。
- (2) 立入調査の結果をもとに、委員会が審査し、細則に示す留意事項の改善が、実施されていないと委員会が判定した場合。
- (3) その他、「認定の取消を含めた処置の必要がある」と委員会が判定した場合

(不誠実な行為の禁止)

第 2 2 条 混合所は、事前審査申請内容、認定混合物、審査機関に対して、不正および不誠実があってはならないものとする。

2. 立会審査や立入調査では、注意喚起を行っても改善されない場合、立入り調査部会長の判断により審査や調査を中止できるものとする。
3. 審査機関は、混合所における不正に関する公益通報や連絡等を受けたときは、必要に応じ混合所への立入調査を行うことができる。
4. 混合所は、前項に基づく調査を実施するときは、受け入れなければならない。
5. 前項に基づく立入調査の結果や申告等により、故意に不正の手段による出荷を行ったことが判明したときは、審査委員会の長は、ただちに当該混合所における全ての混合物の認定を停止すると共に、認定証を回収し、次回委員会に報告する。

(事前審査費用)

第 2 3 条 申請者は、別途定める審査費用を審査機関に支払うものとする。

2. 申請者は、確認試験、追加試験および再試験に要する費用を指定試験機関に支払うものとする。
3. 申請者は、再申請に要する費用を審査機関に支払うものとする。

(附 則)

本要領（案）は、平成 11 年 3 月 16 日から施行する。

本要領（案）は、平成 19 年 9 月 7 日に一部改訂する。

本要領（案）は、平成 22 年 10 月 1 日に一部改訂する。

本要領（案）は、平成 23 年 1 月 11 日に一部改訂するものとし、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

本要領（案）は、平成 24 年 11 月 21 日に一部改訂するものとし、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

本要領（案）は、令和 6 年 12 月 18 日に一部改訂する。

本要領（案）は、令和 7 年 3 月 6 日に一部改訂するものとし、令和 7 年 4 月 1 日から次回改訂時までの暫定運用とする。